不祥事防止推進計画

1 目的

不祥事根絶を全職員の決意とし、自分のありようを常に振り返る。

- (1) 学校教育の法令・規則に則った適正な勤務を図り、生徒・保護者・地域の信頼を得る。 「求められる教職員像」の周知徹底
 - ①常に危機をもち未然防止のための予防管理に努める。
 - ②定期的に取り組む期間を設け、期間中に重点的に取り組む。
 - ③日常的に教職員の危機管理意識の徹底と高陽を図る。
 - ④情報発信を行い、注意喚起を促す。
 - ⑤教職員間のコミュニケーションの向上を図る。
- (2) 日常的な取組
 - ①定期的に不祥事防止委員会を開催
 - ②教職員の不祥事に関わる報道があった場合は、新聞記事を配布するとともに、職員朝会等で研修を行い、注意を喚起する。
 - ③関係法令等(服務規律,法令法規)
 - ④「不祥事防止チェックシート」を活用して自己点検を行い、危機管理意識を見直し、継続させる。また、その結果を管理職・生徒指導主事が点検し、必要な助言・指導を行う。

2 不祥事防止委員会

- (1) 「不祥事防止委員会」は、法令・規則に則った学校運営を図るための取組みを推進する。
- (2) 「不祥事防止委員会」は校長,教頭,教務主任,生徒指導主事,研究主任で構成し,月1回の開催を原則とする。
- (3) 当委員会では職員間,管理職と職員間の情報共有と連携を密にし,風通しの良い職場環境作りをめざし、未然防止に努める。コミュニケーションの向上を図る。
- (4) 当委員会では校内の実態やタイムリーなテーマに基づき、計画的に職員研修を実施する。
- 3 広島県教育委員会作成資料(教職員による不祥事根絶,増補版等)の活用
- (1) 広島県教育委員会懲戒処分の指針
- (2) 適切な時期に適切な題材で研修
- (3) 自分のこととして考え、自己の行動を改める
- (4) 誰しもが不祥事を起こしうることを認識

不祥事防止に関する校内研修計画

<研修日程計画>

	月日(曜)	内容・項目(活用資料)	担当
1	4月5日 (火)	○服務について(法的根拠,パワハラ)	永井
2	6月8日 (水)	○成績処理,個人情報管理	永井
3	8月24日 (水)	○交通安全・飲酒運転	永井
4	10月19日 (水)	○体罰防止	永井
5	12月14日 (水)	○事務処理,会計管理	永井
6	2月15日 (水)	○わいせつ・セクハラ, 1年間のまとめ	永井

内容(全6回)研修時間 20~30分

- ○パワハラ
- ○成績処理, 個人情報管理
- ○交通安全·飲酒運転
- ○体罰防止
- ○事務処理, 会計管理
- ○わいせつ・セクハラ

研修の流れの例

- ①事例を通して、その背景をグループで考える。
- ②そのような事例にならないために必要なことをグループで考える。
- ③全体で発表し、最後にグループごとでシェアリングする。
- ④振り返りや自己チェックシートの記入

教職員アンケートを年2回実施(中間と最終)

質問項目「服務研修を通して、不祥事防止に対する意識が高まった。」